

町表彰規則別表第 1

表彰基準表（自治功勞表彰・社会貢献賞）

表 彰 区 分		表 彰 基 準	基準在職 年 数	年 齢
自治功勞表彰	自治の振興発展に尽力し、功勞が特に顕著な者	1 町長として 8 年以上その職にあった功勞顕著な者	—	65 才以上
		2 助役、収入役又は教育長として 12 年以上その職にあった功勞顕著な者		65 才以上
		3 町議会議員として 12 年以上その職にあった功勞顕著な者		65 才以上
		4 行政委員会の委員（公選、選挙又は議会の同意を得て選任若しくは任命される委員）として 15 年以上その職にあった功績顕著な者		65 才以上
		5 前各号に定めるほか、自治の振興発展に尽力し、功勞が特に顕著と認められる者		70 才以上
社会貢献賞	第 1 号 住民自治の向上に貢献し、功績が顕著な者	1 任命権者により任命又は委嘱される委員として 20 年以上その職にあった功績顕著な者	—	65 才以上
		2 町職員として 30 年以上その職にあった勤務成績が優秀で功績顕著な者		65 才以上
		3 前各号に定めるほか、住民自治の向上に貢献し、功績顕著な者		70 才以上
	第 2 号 産業経済の興隆に貢献し、功績が顕著な者	1 農林業、畜産業、商業若しくは工業等の産業(以下「産業」という。)を事業とする経営者又は会社若しくは法人の役員で、その産業の発達に関し直接公衆に利益をもたらせた功績顕著な者	20 年以上	65 才以上
		2 産業を事業とする経営者又は会社若しくは法人の役員で、次に掲げる 1 以上の事業に精励し、衆人の模範に足りる者 (1) 農業 (2) 林業 (3) 畜産業 (4) 商業 (5) 工業(建設業) (6) 加工、流通等他の関連産業において顕著な実績のある者		
		3 産業関係団体の役員としてその業務に精励し、産業の発展に尽し、衆人の模範に足りる者		
	第 3 号 社会福祉の向上に貢献し、功績が顕著な者	1 民生児童委員、人権擁護委員、保護司	20 年以上 (30)	
		2 社会福祉施設の設立又は経営に尽し、功績顕著な者		
		3 社会福祉関係団体の育成強化及び発展等に尽し、功績顕著な者		
		4 社会福祉事業の業務に従事する勤労者で当該業務に精励し、特に勤勞成績が優秀で他の模範である者		
		5 前各号に定めるほか、社会福祉の向上に貢献し、功績顕著な者		
	第 4 号 保健衛生の向上に貢献し、功績が顕著な者	1 医療施設の設立又は経営に尽し、功績顕著な者	25 年以上	
		2 学校医として保健衛生の向上に尽し、功績顕著な者		
		3 疾病の予防又は治療に尽し、功績顕著な者		
4 衛生思想の普及及び環境衛生の向上を図る等保健衛生の向上に尽し、功績顕著な者				
5 医療施設の業務に従事する勤労者で当該業務に精励し、特に勤勞成績が優秀で他の模範である者				
6 清掃事業及びその他保健衛生事業の業務に精励し、特に勤務成績が優秀で他の模範である者（清掃、し尿、ごみ作業員等）				
第 5 号 教育、文化、体育の振興に貢献し、功績が顕著な者	1 公・私立学校の管理職として 15 年以上その職にあった者で特に教育の振興に功績があると認める者	—		
	2 教育・文化・体育の振興発展に功績のあった者（大学教授、文化団体の育成者・功績者、郷土史の研究者・体育指導者・有名選手・書・画・茶・華道・演芸・音楽・文学・美術等の著名者・功績者）			
第 6 号 勤労者で、業績が特に顕著な者	1 各種産業に従事する勤労者及びその他勤労者で次に掲げる者 ア 業績が特に顕著で勤勞尊重の気風を培い、衆人の模範である者 イ 発明、発見及びその他創意工夫により生産能率の向上に顕著な功績を挙げた者 ウ 被雇用者の福利厚生等に尽力した功績顕著な者 エ 勤労者の地位の向上のため貢献し、功績顕著な組合の指導者	25 年以上		
第 7 号 消防業務の向上に貢献し、功績が顕著な者	1 消防団活動に従事し、分団長以上の職にあって業務に精励し、特に勤務成績が優秀で他の模範である者	30 年以上		
第 8 号 統計事務について功績が顕著な者	1 統計調査員として特に功績顕著な者	30 年以上		
第 9 号 住民福祉の増進に特に貢献し、功績が顕著な者	1 第 1 号から前号までの各号に定めるほか、町の振興発展と住民福祉の増進に特に貢献し、その功績が顕著なものとして表彰審査委員会が認める者	—	—	

- (注) 1 表彰区分各号中、表彰基準各号の職を異にして基準在職年数に満たない場合は、最終の職を基準とし、他の職の在職年数に最終の職と他の職の基準在職年数の比率を乗じて得た年数を通算することができる。
- 2 社会貢献賞表彰区分各号の基準在職年数に 1 年以内の期間満たない場合は、当該各号の年齢に 5 年を加えた年齢をもって当該基準在職年数を満たしたものとすることができる。
- 3 表彰区分各号中、基準在職年数を満たし、かつ、当該基準年齢基準以上であっても現職の場合は 70 歳以上に表彰するものとし、基準在職年数を満たして死亡した者がいるときは特に功績があると認める場合は基準年齢前であっても表彰することができる。

善 行 表 彰 基 準

区 分		表 彰 基 準
規則第5条	第1号	善行卓絶で衆人の模範となる次に掲げる者
		ア 人命救助、災害の防止、治安の維持、その他これらに類する善行が、容易に他人のなし得ない著しい事績を有する者
		イ 自己の危険を顧みず人命の救助、災害の未然防止、治安の維持等に挺身又は協力した者
		ウ 交通事故防止のため交通安全運動に積極的に参加し、その努力が他の模範となる者
		エ 孝子節婦その他善行者
	第2号	団体又は個人であって多年町の公益に関する事業に尽力し、又は公務に助力し成績顕著であって町民の模範となる者
	第3号	公益のため多額の金品を寄付し、篤行者として町民の模範となる者（団体及び法人を含む。）

勤 続 表 彰 基 準 表

区 分		表 彰 基 準 の 職	在職年数
規則第6条	第1号	町長	6年以上その職にあった者
	第2号	助役、収入役、教育長	
	第3号	町議会議員	
	第4号	行政委員 1 教育委員会委員(教育長を除く) 2 選挙管理委員会委員 3 監査委員 4 農業委員会委員 5 固定資産評価審査委員会委員	
		第5号 民生児童委員	
		第6号 人権擁護委員	
		第7号 保護司	
		第8号 1 附属機関の委員 2 社会教育委員 3 体育指導委員 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師	
	第9号	町の公立学校に在職した教職員	10年以上在職者

町表彰規則別表第3

区 分	表彰状等・記念品の基準
自治功勞表彰	功勞章、功勞バッヂ、表彰状(真ちゅう板 185×275)、額(アガチス材 335×430)
社会貢献賞	表彰状(アルミプレート 180×120)、メダル付き楯(415×385)
善行表彰	ガラス製表彰盾(200×160)
勤続表彰	ガラス製表彰盾(200×160)